



大日本帝國政府

受接

昭和
年
月
日
第
號

起案
決裁

昭和
〇
年
一
月
二
日

發遣

淨書
完結

昭和
年
月
日
合
校

外資局長

爲替課長

調

總務課長

南方事業ニ關スル本邦拂經費ノ
本邦向送金ノ件

首標ノ件ニ關シ左案ヲ以テ照會相成可然哉
追而本案ハ裁ニ御決裁ヲ得タル案ニ依リ陸海軍省及大東亞省ト打合濟
ノモ、ニ有之爲念

記

年
月
日

外
資
局
長

大日本帝國政府

陸軍省經理局長

海軍省經理局長

南方政務部長

大東亞省南方事務局長

宛（海軍省宛、モ、ハ連名トスルコト）

（國定規格B5（148×215）七折）

南方事業ニ屬スル本邦拂經費、

本邦向送金許可方針、件

首標ノ件ニ關シ當局許可事務處理方針左記、通決定致度ニ付テハ貴管下南方甲地域ニ於ケル取締ニ關シテモ可然御連絡相成度此段及照會候

記

南方事業ニ屬スル本邦拂經費、

本邦向送金許可方針

一、南方事業ノ爲、本邦ニ於テ必要トスル資金ハ原則トシテ本邦ニ於テ調達スルモノトシ南方事業者ヨリ、送金ハ内地資金繰困難ナル場合ニ限

リ之ヲ認ムルコト
二現地ニ於ケル事業利益ニ付テハ前項ニ該當スル限度ニ於テ之ガ送金ヲ認ムルコト

三内地借入金返済ノ爲メ現地借入金ニ依ル送金ハ之ヲ認メザルコト
四南方在勤者ノ給與ノ留守宅送金（本社立替金ヲ含ム）ニ付テハ前各項ニ拘ハラズ原則トシテ送金ヲ認ムルコト

是而左ノ家族宛ノ留守宅送金ハ尙シテハ最近ノ支那及南方ヨリノ
小口送金ノ状況ニ鑑ミ銀行ニ対シテ此種ノ限度ヲ一月三月
（從之所ノ送金）ト改メタルニ付知物及
家族送金

（國定規格B5一八二×二五七）